

電柱頂部アンテナ取付方式による無線基地局等施設工事・保守基準

東電タウンプランニング株式会社

2020年5月1日 発効

1. 東京電力パワーグリッド株式会社（以下、東電P Gという）の所有する電柱頂部へ、共架事業者が所有する電柱頂部アンテナ取付方式による無線基地局、高速無線アクセス装置基地局、及びこれに準じる設備（以下、基地局という）を取り付ける電柱頂部利用施設工事、及び保守は、この基準により実施する。

2. 電柱頂部利用を認める事業者の資格等

電柱頂部利用事業者は、その事業が社会的に公共性があり、電柱頂部利用物の建設・保守にあたり、その安全性が十分に保たれていること。また、東電P G配電設備や、その他の共架物への影響を最小限にとどめることが基本的な条件である。

なお、電柱頂部への電柱頂部利用物は、当面无線等アンテナ（以下、**アンテナ部**という）に限定し、事業者は本条に示す条件を満たす「電気通信事業者」とする。

3. 工事・保守と電柱頂部利用設備運営上の留意事項

電柱頂部利用の工事・保守作業は、充電中の東電P G配電設備の上部という特殊環境で実施されることから、東電タウンプランニング株式会社（以下、当社という）が指定工事会社として対応する。工事会社指定の対象範囲は、電柱上の東電P G配電設備施設範囲（保安ポイント上部）における作業とする。工事・保守の作業区分については表1に示す。

- a. 高圧線上部作業となる場合は、原則停止工事として安全確保を図るものとする。
但し、東電P Gの施工基準に基づき工事実施可能と判断される場合には、例外的に高圧線充電中での工事も可能とする。
- b. 高圧線充電中での工事となる場合は、必ず保護具を着用し、充電部の防護を行い、専任監視員を設けること。
- c. 昇降柱は、安全带・セーフティロープ等を使用し安全带昇降柱法等により実施すること。
- d. 作業は、通行支障とならないよう作業帯を確保するとともに、安全対策を十分に講じる事。

- e. 作業範囲を停止とするための無停電工事を除き、東電 P G 配電工事との同時作業は基本的に行わず、同時作業が予想される場合は、事業者はアンテナ部工事予定を変更する。
- f. 電柱頂部利用事業者は、日々の作業スケジュールを把握すること。
- g. 建築工事箇所等でのアンテナ部に関する問い合わせについては、速やかに対応すること。必要に応じアンテナ部の一時撤去を実施してもらう場合もあります。
- h. 電柱頂部アンテナ部と樹木の接近箇所については、事故防止の観点から、定期的な樹木の伐採を実施すること。
- i. 配電線事故が発生しその原因が事業者の設備であると判明した時点で、東電 P G より電柱頂部利用事業者へ連絡します。必要により東電 PG の判断で事故点除去等で事業者の設備を取り外すことがあります。
- j. 電柱頂部利用事業者は、2年に1回以上設備に対し定期的な巡視を行い、その結果を当社に報告すること。
- k. 不良箇所は、添付資料1の表に示される巡視改修期限に従い、適切に改修を行うこと。
- l. 不良設備の改修方法の検討に際しては、配電設備への影響度合いを考慮し検討することとし、その都度協議とする。

表 1. 頂部アンテナ施設工事・保守の取り扱い

| 作業区分 | 作業場所 | 発注者 | 作業者 | 具体的実施内容 |
|----------------------------|----------------|---------------|---|--|
| A 電気事業 支障回避 作業 | 電力保安ポ イント上部 | 東電 P G | 東電 P G お よび配電工 事会社 | A1: 作業区分 B に伴う無停電工事 (頂部高圧線停 止) ※ 1 A2: 電気事業の遂行に支障がある場合の臨時作業 (配電線事故発生原因が頂部利用施設であると判 明した場合に同施設を除去する作業等) ※ 1 平日昼間の実施を原則とする。なお、設備状況等 により夜間や休日となる場合、依頼から実施まで の期間が延伸する場合あり |
| B 頂部共架 作業 (指 定工事) | 電力保安ポ イント上部 | 電柱頂部利 用事業者 | T T P (指定工事会社) | B1: 頂部利用施設※ 2 の新設 B2: " 撤去 B3: " 移設 B4: " 取替 B5: " 補修 B6: アンテナ指向方向等の調整 ※ 2 アンテナ、アンテナ取付金具、保護管等の付属設 備並びに電線類。 |
| C 頂部利用 事業者作 業 | 電力保安ポ イント下部 | 電柱頂部利 用者 | 電柱頂部利 用事業者お よび同事業 者から作業 を依頼され た者 | C1: 頂部利用施設の巡視 (定期、臨時) C2: " 点検※ 3 C3: 上記の巡視 (C1) ・点検 (C2) で発見された 樹木の伐採、飛来物の除去など高圧線との離 隔が 80cm 以上を満足する作業※ 4 C4: 頂部利用施設故障時の緊急対応※ 5 ※ 3 VSWR 測定など中間部から電磁的に行う点検等。 ※ 4 離隔 80cm 未満の場合は上記 B5 にて対応。 ※ 5 頂部と中間部 (無線機等) との故障切り分け試験 を含む。頂部の故障と判明した場合は上記 B4 に て対応。 |

4. その他

- a. 工事後は、電柱頂部利用状況が判断できるよう所定の竣工報告を行うこと。
- b. 巡視について、その実施内容を書面で提出すること。

巡 視

1. 目 的

設備の巡視は、不良箇所を早期に発見し、人身ならびに設備事故の未然防止を図ることを目的とする。

この目的を完遂するため巡視により把握された不良箇所は、その程度に応じ適切に処理する。

2. 実施内容

巡視とは、配電設備を電気設備に関する技術基準に維持するため、電柱頂部利用設備全体について外部から目視により確認することをいう。

- a. 定期巡視 定期的に実施する巡視
- b. 随時巡視 非常災害時等により実施する巡視

3. 周 期

定期的に実施する巡視の周期は、2年に1回以上とする。

4. 改修期限

| 判 別 | | 内 容 | 改 修 期 限 |
|------------------|-----|--|---------|
| 不 良 区 分 | 至 急 | ○アンテナの傾斜・破損等により人身災害、及び配電線事故に波及する恐れの有るもの。 | 即 日 |
| | 急 | ○樹木等がアンテナに接触している等、上記以外で人身・設備事故防止上緊急を要するもの。 | 1 週間以内 |
| | 普 通 | ○軽微な樹木接近、離隔不足等、人身・設備事故の発生の恐れがないと判断できるもの。 | 3 ヶ月以内 |